

東京都行政書士会練馬支部 支部細則新旧対照表(案)

2018年3月20日

改正後（新条文）	現行（旧条文）
<p>第4条（組織） 支部は東京都練馬区内に事務所を有する本会員及び東京都練馬区内の事務所を行政書士法第6条第1項に規定する行政書士名簿に登録している会員をもって組織する。</p>	<p>第4条（組織） 支部は東京都練馬区内に事務所を有する本会員をもって組織する。</p>
<p>第6条（事業） 支部は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支部会員の業務の改善進歩を図るための業務を行う事業。 2. 支部会員の品位の保持と資質の向上を図るための業務を行う事業。 3. 支部会員相互の親睦、福利増進並びに連絡を図る事業。 4. 本会との連絡及び協調を図る事業。 5. その他支部において必要と認めた事業。 	<p>第6条（事業） 支部は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支部会員の業務の改善進歩を図るための業務を行うこと。 2. 支部会員の品位の保持と資質の向上を図るための業務を行うこと。 3. 支部会員相互の親睦、福利増進並びに連絡を図ること。 4. 本部との連絡及び協調を図ること。 5. その他支部において必要と認めた事項。
<p>第10条（役員） 支部には次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支部長 1名 2. 副支部長 5名以内（内会計1名を含む） 3. 理事 10名以内 4. 監査 2名以内（他の役員と兼務することはできない） 	<p>第10条（役員） 支部には次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 支部長 1名 2. 副支部長 5名以内（内会計を含む） 3. 幹事 10名以内 4. 監査 2名以内
<p>第12条（役員の職務） 支部長は支部を代表し支部の業務を統括する。 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときはその職務を代理し又は代行する。 理事は支部長と役員会を構成し、業務の執行を決定する。</p>	<p>第12条（役員の職務） 支部長は支部を代表し支部の業務を統括する。 副支部長は、支部長を補佐し支部長事故あるときはその職務を代理し又は代行する。 幹事は正副支部長と役員会を構成し、業務の執行</p>

4. 監査は支部の会計を監査し、役員会に出席することができる。

第14条（役員会）

役員会は、必要に応じ支部長がこれを招集し議事を審議する。

2. 役員会は、必要に応じて事業部、委員会等の機関を設置し、支部運営に必要な職務を担当させることができる。

第22条（議長）

役員会の議長は、支部長若しくは必要に応じて支部長が指名した副支部長がこれにあたることとする。

2. 支部総会の議長は総会によって指名された者がこれにあたることとする。

第33条（補足）

この定めのない事項については、役員会で決定する。

附則

1. この支部細則は平成8年4月13日から施行する。

2. この支部細則は平成9年4月1日から変更し施行する。

3. この支部細則は平成16年4月23日から変更し施行する。

4. この支部細則は平成19年4月20日から変更し施行する。

5. この支部細則は平成21年4月1日から改定し施行する。

6. この支部細則は平成22年4月20日から改正し施行する。

7. この支部細則は平成26年4月22日一部

を決定する。

監査は支部の会計を監査し、役員会に出席することができる。

第14条（役員会）

役員会は、必要に応じ支部長がこれを招集し議事を審議する。

第22条（議長）

支部総会及び支部役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

附則

1. この支部細則は平成8年4月13日から施行する。

2. 第30条（支部会費）については、平成9年4月1日から施行する。

3. この支部細則は平成16年4月23日から変更し施行する。

4. 第16条（代議員の数及び選任）については、平成19年4月20日から変更し施行する。

5. 第30条（支部会費）については、平成21年4月1日から改定し施行する。

<p>改正し、平成26年8月4日より施行する。</p> <p><u>8. この支部細則は平成26年4月22日一部改正し、平成26年8月4日より施行する。</u></p> <p><u>9. この支部細則は平成30年4月19日の支部総会で議決し、一部改正し、平成30年月日の本会会長の承認日より施行する。</u> (経過措置)</p> <p><u>10. この支部細則施行の時点において、現に幹事として就任している者については、第10条第1項第3号に規定する理事と読み替えるものとし、任期は、平成31年4月の定時総会終結の時までとする。</u></p>	<p>6. 第13条（役員の任期及び再任の制限）2項については、平成22年4月20日から改正し施行する。</p> <p>7. 第11条（役員の選任並びに委嘱及び報告）については、平成26年4月22日一部改正し、平成26年8月4日より施行する。</p> <p>8. 第19条（総会）については、平成26年4月22日一部改正し、平成26年8月4日より施行する。</p>
--	--

※改正理由

第10条、第12条

役員（幹事）の名称変更（理事へ）

第14条

支部内の事業部設置についての規定を追加

第22条

支部総会での議長の変更

第33条

補足の追加